

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長(第78条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局等及び出納局</th> <th style="text-align: center;">室、課及び所</th> <th style="text-align: center;">課長及び担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">政策地域部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三陸防災復興プロジェクト2019推進室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			政策地域部	[略]		三陸防災復興プロジェクト2019推進室	[略]	[略]			<p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 台風災害復旧復興推進室</u></p> <p>2～10 [略]</p> <p><u>11 台風災害復旧復興推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;"><u>台風災害復旧復興推進担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。</u></p> <p>別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長(第78条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局等及び出納局</th> <th style="text-align: center;">室、課及び所</th> <th style="text-align: center;">課長及び担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">政策地域部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三陸防災復興プロジェクト2019推進室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>台風災害復旧復興推進室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>台風災害復旧復興推進課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			政策地域部	[略]		三陸防災復興プロジェクト2019推進室	[略]	<u>台風災害復旧復興推進室</u>	<u>台風災害復旧復興推進課長</u>	[略]		
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																													
[略]																															
政策地域部	[略]																														
	三陸防災復興プロジェクト2019推進室	[略]																													
[略]																															
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																													
[略]																															
政策地域部	[略]																														
	三陸防災復興プロジェクト2019推進室	[略]																													
	<u>台風災害復旧復興推進室</u>	<u>台風災害復旧復興推進課長</u>																													
[略]																															
備考 改正部分は、下線の部分である。																															

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p>	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p>

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長
	[略]	
[略]		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興	[略]	

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、 <u>台風災害復旧復興推進室長</u> 、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長
	[略]	
[略]		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、 <u>台風災害復旧復興推進室長</u> 、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室	[略]	

室長、競馬改革推進 室長又は県産米戦略 室長		
[略]		

長、ものづくり自動 車産業振興室長、競 馬改革推進室長又は 県産米戦略室長		
[略]		

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。

(1)～(14) [略]

2 [略]

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。

(1)～(14) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年11月12日から施行する。